

三次市教育委員会告示第5号

三次市青少年育成指導員設置要綱を次のように定める。

平成27年3月26日

三次市教育委員会委員長 沖田 稔

三次市青少年育成指導員設置要綱

(設置)

第1条 市の青少年の健全育成のため、青少年健全育成に関する指導を行うことを目的として、青少年育成指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 指導員は、文化と学びの課に所属し、次の業務を行う。

- (1) 家庭、学校、地域及び関係機関と連携し、青少年健全育成に関する指導及び助言を行うこと。
- (2) 青少年健全育成に関する事務の処理に関すること。

(資格)

第3条 指導員は、心身ともに健全であり、青少年育成指導について必要な熱意と誠意と識見を持ち、真に活動力のある者とする。

(身分及び任命)

第4条 指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とし、教育委員会が任命する。

2 指導員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 指導員の報酬及び費用弁償による旅費の額並びに支給方法は、三次市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三次市条例第66号）の定めるところによる。

(勤務日数及び勤務時間)

第6条 指導員の勤務日及び勤務時間は、1週間につき一般職の職員の1週間の勤務時間の4分の3を超えず、かつ、1日につき7時間45分以内とし、あらかじめ所属長がこれを割り振る。

(服務)

第7条 指導員は、勤務に当たって次のことに留意しなければならない。

- (1) 公務員としての自覚と責任を持って、その職務の遂行に努めること。
- (2) 職務上知り得た秘密について、これを他に漏らしてはならないこと。

(免職)

第8条 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、任期中であってもこれを免職することができる。

- (1) 職務の執行を怠ったと認められたとき。
- (2) 指導員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (3) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適さなくなったとき。
- (4) 指導員を置く必要がなくなったとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。